

議案第 15 号

亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 28 年 2 月 26 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に
より議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項、第31条第3項、第44条第3項及び第47条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。